

入札説明書

公 告 日

令和5年1月30日

県営都市公園亀山サンシャインパーク指定管理者

サンシャインパークGM

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、参加してください。

1 案件名及び内容

案件名：亀山サンシャインパーク飲料水自動販売機設置

内 容(仕 様):仕様書に記載のとおり

2 設置期間、設置場所、設置日

(1) 設置期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※期間の満了の3か月前までに弊社と設置者双方より異議がなければ、同一条件のもと、令和10年3月31日まで1年ごとに更新を行うことができるものとします。

(2) 設置場所

亀山サンシャインパーク（亀山市布気町地内）

(3) 設置日

原則令和5年4月1日

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者であること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有すること。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（様式1）、誓約書（様式2）を13(2)の方法により提出し、入札参加資格があることの確認を受けてください。入札書（様式

3) は必要事項を記載し、13(3)の入札書開札日当日に持参してください。また、入札書開札に本人以外の者が出席する場合は委任状(様式4)に必要事項を記載し、入札書開札日当日に持参してください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(1)及び(2)の書類を13(4)の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

5 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) 「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(以下「規則」という。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要かどうかは、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額とします。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

弊社は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等という。」）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 弊社に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、弊社と協議を行うこと。

12 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、質問票（様式5）により、13(1)にある締切日時までに行うものとします。

（※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。）

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、弊社に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

13 期間の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

令和5年 2月13日（月）17時まで

《結果回答》

令和5年 2月15日（水）17時までに行います。

【提出方法】

提出締切日時までに、質問票（様式5）を「14 問い合わせ先」まで持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより提出してください。回答は亀山サンシャインパークホームページで公開します。

(2) 入札参加申込書、誓約書の受付期間

令和5年 2月16日(木) 9時から、2月20日(月) 17時まで
《結果通知》

令和5年 3月 1日(水) 17時までに行います。

【提出方法】

入札参加申込書(様式1)、誓約書(様式2)に必要事項を記載し、受付期間に「14 問い合わせ先」まで郵送又は持参により提出してください。

(3) 開札の場所・日時

場所 亀山ハイウェイオアシス館2階【亀山サンシャインパーク(株)】

亀山市布気町801番地1

第1回入札書開札日 令和5年3月3日(金) 14時

(再度入札を行う場合)

第2回入札書開札日 令和5年3月8日(水) 14時

入札書(様式3)に必要事項を記載し、当日持参してください。また、本人以外の者が出席する場合は委任状(様式4)に必要事項を記載し、当日持参してください。

開札した結果、落札候補者となるべき者がいない場合は、上記日程で再度入札を行います。再度入札は、原則として1回までとし、再度入札に参加できる者は1回目の入札に参加した者とし、なお、入札が無効になった者は、再度入札に参加することができません。

(4) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和5年3月10日(金) 17時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に4(1)及び(2)の書類を「14 問い合わせ先」まで郵送又は持参により提出していただきます。提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

1.4 問い合わせ先

〒 519-0166

亀山市布気町801番地1

サンシャインパークGM 代表者 亀山サンシャインパーク(株) (橋場)

電話 0595-83-0339

0595-84-5555

FAX 0595-84-2552

電子メール sunshine-park.gm@crest.ocn.ne.jp

入札に際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(2)は参加資格、(3)から(6)は落札資格となります。
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (4) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (6) 自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有すること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、弊社が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税についての納税証明書(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- 3 入札価格は契約希望額としてください。
- 4 弊社は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 5 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 6 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。ただし、入札執行回数は、原則として1回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 7 規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

(無効要件)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)
 - (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が規則第67条第1項に規定する額に満たないとき。
 - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (7) その他弊社があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (8) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最高額と同額以下の入札をしたとき。

8 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項の第1号、第2号及び第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

9 受注者が、暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 弊社に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、弊社と協議を行うこと。

(様式1)

入札参加申込書

令和 年 月 日

サンシャインパークGM あて

申込者
(所在地)
(法人名)
(代表者名)

印

「亀山山シャンパーク飲料水自動販売機設置」の入札案件に参加したいので、以下のとおり申込みます。

1	入札希望	申込番号	設置場所
2	営業店舗 (主たる事務所)	名称 所在地	
3	営業内容		
4	資本金		
5	創立年月日	年 月 日	
6	取扱品目		
7 連絡 先	担当部署名		
	担当者氏名		
	電話番号		
	ファックス		
	電子メール		

※「1 入札希望」については、仕様書の「2. 入札対象」をもとに記入してください。
※入札希望が複数ある場合は、入札書(様式3)は入札希望ごとに作成してください。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

サンシャインパークGM あて

申込者
(所在地)
(法人名)
(代表者名)

印

自動販売機設置にかかる入札の申込を行うに当たり、下記に記載した事項及び提出書類の内容は事実と相違ありません。

記

- ・当該競争入札にかかる契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- ・破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げるものでないこと。
- ・自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。

(様式3)

入 札 書

令和 年 月 日

サンシャインパークGM あて

見積者
(所在地)
(法人名)
(代表者名)

印

1. 案件名 亀山サンシャインパーク飲料水自動販売機設置
2. 入札希望 (申込番号)
(設置場所)

亀山サンシャインパーク飲料水自動販売機設置の手数料等として、次のとおり入札します。

入札金額 _____ 円 (①+②)

内訳

土地の使用料 600円× 2㎡ (貸付面積) = 1,200円 …①

設置手数料 _____ 円 …②

入札保証金額 _____ 円

(様式4)

委 任 状

令和 年 月 日

サンシャインパークGM あて

委任者
(所在地)
(法人名)
(代表者名)

印

下記のとおり権限を代理人に委任します。

記

1. 案件名 亀山サンシャインパーク飲料水自動販売機設置
2. 委任事項 入札に関する事
3. 受任者
(1) 所在地
(2) 法人名
(3) 受任者名

印

(様式5)

質 問 票

(質問者)

団体の名称

質問者名

連絡先 (電話・FAX・E-mail)

質問項目	質問内容

仕 様 書

1. 案件名 亀山サンシャインパーク飲料水自動販売機設置

2. 入札対象

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
1	北駐車場 公園管理事務所	1台	2㎡ (幅2m×奥行1m)
2	西駐車場	1台	2㎡ (幅2m×奥行1m)

※詳細は別紙をご覧ください。

3. 契約期間及び設置時期

- (1) 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。
※期間の満了の3か月前までに弊社と設置者双方より異議がなければ、同一条件のもと、令和10年3月31日まで1年ごとに更新を行うことができます。
- (2) 自動販売機の設置は、原則令和5年4月1日とします。

4. 販売品目及び販売価格

- (1) 飲料水の販売品目及び販売価格については、予め設置者と弊社にて協議の上、決定します。
- (2) アルコール飲料については、販売品目としません。

5. 設置機器の型式等

- (1) 自動販売機の型式は、ユニバーサルデザインや省エネに対応したものとし、設置場所の色調にあったものとします。
- (2) 自動販売機は、10円玉硬貨から500円硬貨及び千円札紙幣に対応したものとします。

6. 費用負担

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用、電気代等は設置者の負担とします。(入札金額にこれらの費用は含みませんので、別途負担が必要です。)
- (2) 電気代を算出するため、設置者において電気メーターを設置し、それによる実費を弊社が指定する期限までに全額納入してください。

7. 売上金の報告

設置者は、3月31日までに、本件入札にかかる自動販売機の売上金を記載した書面を弊社に提出してください。

8. その他遵守事項

- (1) 自動販売機の維持管理は設置者の責任において実施し、自動販売機の設置については、耐震補強を行う等、安全性につき万全を期すようにしてください。

- (2) 自動販売機本体の上部埃溜りやごみ箱本体の汚損等が生じないように、常に衛生的で快適な環境を保ってください。
- (3) 設置者は、建物管理上その他の事由により電源が供給できない場合があることをあらかじめ了承するものとし、事前または事後において弊社より停電の通知があったときは電源の復旧、商品管理について速やかに対応してください。
- (4) 設置者は、自己の責任において自動販売機の設置、移動、撤去、自動販売機への商品補充、衛生管理、空き缶等の回収、保守修理および売上金の回収を実施してください。
- (5) 設置者は、販売する商品の品質、保存状態、安全性に万全を期すようにしてください。また、売り切れ状態や故障状態が続くことのないよう、商品の補充や修理を行ってください。
- (6) 自動販売機の設置又は商品の販売により第三者に損害を与えた場合は、すべて設置者が責任をもって賠償するものとします。
- (7) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行ってください。
- (8) 設置者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を弊社に請求することができません。

(別紙)

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
1	北駐車場 公園管理事務所	1台	2 m ² (幅2 m×奥行1 m)
2	西駐車場	1台	2 m ² (幅2 m×奥行1 m)

自動販売機設置場所位置図

